Article 14

Signature, Languages, Notifications

(1) (a) This Agreement shall be signed in a single copy in the English and French languages, both texts being equally authentic, and shall be deposited with the Government of Switzerland.

(b) This Agreement shall remain open for signature at Berne until June 30, 1969.

(2) Official texts shall be established by the Director General, after consultation with the interested Governments, in such other languages as the Assembly may designate.

(3) The Director General shall transmit two copies, certified by the Government of Switzerland, of the signed text of this Agreement to the Governments of the countries that have signed it and, on request, to the Government of any other country.

(4) The Director General shall register this Agreement with the Secretariat of the United Nations.

(5) The Director General shall notify the Governments of all countries of the Special Union of the date of entry into force of the Agreement, signatures, deposits of instruments of ratification or accession, acceptances of amendments to this Agreement and the dates on which such amendments enter into force, and notifications of denunciation.

Article 15

Transitional Provision

Until the first Director General assumes office, references in this Agreement to the International Bureau of the Organization or to the Director General shall be deemed to be references to the United International Bureaux for the Protection of Intellectual Property (BIRPF) or its Director, respectively.

* * *

府令

○内閣府令第四十六号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第四条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

（企画官）

第四条　消費者教育・地方協力課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、消費者教育・地方協力課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附　則

この府令は、平成二十六年七月一日から施行する。

省令

○国土交通省令第五十八号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百三十二号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第十五項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）、第六条の二第十項、第五十七条の二第一項、第五十七条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで、第八十六条の五第六項、第八十六条の八第二項及び第九十三条の三、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十二条並びに津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第九十七条の規定に基づき、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表二十七の項中

界壁又は防火上主要な間仕切壁の位置	

を

界壁又は防火上主要な間仕切壁の位置	
スプリンクラー設備等消火設備の配置	

に改め、同表二十四の項中「第百二十五条の十八」を「第百三十五条の十九」に、「第百三十五条の十六第三項」を「第百三十五条の十七第三項」に改め、同表二十七の項中「第百三十五条の二十」を「第百三十五条の二十一」に改め、同表六十三の項中

増築又は改築に係る部分	

を

増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の部分	

に改める。

第十条の四の三の見出し中「建ぺい率制限」を「建蔽率制限」に改め、同条中「第百三十五条の十九第一号」を「第百三十五条の二十第一号」に改める。

第十条の四の四第一項第三号中「第百三十五条の二十一」を「第百三十五条の二十二」に改める。

第十条の四の七第一項第二号中「第百三十五条の二十二」を「第百三十五条の二十三」に改める。

第十条の十六第一項第一号の表(ろ)の項及び第十条の二十一第一項第一号の表(は)の項中「第百三十五条の十六第三項」を「第百三十五条の十七第三項」に改める。

別記第二号様式第一面中「（第一条の三、第二条、第三条、第三条の三関係）」を「（第一条の三、第二条、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の五、第六条の三関係）」に改める。